

令和 9 年度南風原町 認可保育施設・認定こども園等入所案内

入所申込受付期間および申請場所

受付期間	令和 8 年 10 月 1 日（木）～10 月 23 日（金）17 時 15 分厳守		
受付時間	【オンライン申請】 各申込期間の最終日 17 時 15 分まで		
	【窓口申請】 各申込期間の平日 8 時 30 分～17 時 15 分まで		
受付場所	「オンライン」	町民用（ロゴフォーム） 	転入予定者用（マイナポータル） 
	【窓口申請】 南風原町役場 2 階 こども課		

オンライン申請にご協力ください！！

※窓口申請の場合、手続きにお時間がかかります



令和 9 年度からの主な変更点のお知らせ

- ① 自営業本人（役員含む）、専従、親族経営の会社に勤務している方 の添付書類が変わります！
 - 自営業本人（役員含む）⇒ ・開業して 1 年以上たつ場合：直近の税申告書の写し
・開業して 1 年以内の場合：自営業開業届、営業許可証等の写し（いずれか 1 つ）
 - 専従 ⇒ 専従者給与支給の申告が確認できる書類
 - 親族経営の会社に勤務している方 ⇒ 給与明細、給与振込が分かる通帳の写し（いずれか 1 つ）
 - 法人化している場合 ⇒ 法人番号が分かる書類
- ② 妊娠・出産の認定期間が変わります！※点数については、21 ページ入所基準表をご確認ください。
 - 産前 2 か月～産後 3 か月 ⇒ 妊娠中（妊婦健康診査受診後）～産後 3 か月

★入所案内・必要書類等のダウンロードはこちら
※各園の空き状況等もご確認ください。



→
入所案内



→
必要書類等



注意事項

- 令和 8 年度で入所保留中（待機児童）、申請中、申請予定の方も申込が必要となります。
- 認可保育施設と公立幼稚園・認定こども園（1 号認定）の併願はできません。
- 先着順ではありません。
- 郵送での提出の場合（締切日必着）、未着については一切の責任を負いかねますので、簡易書留など配達記録が残る方法を推奨します。
- 待機となった場合、申込は年度内（令和 9 年度中）は有効で、毎月選考となりますので、改めて書類を提出する必要はありません。
- 入所内定後、他の希望園に空きが出ても園の変更はできません。（辞退後は待機となります。）

もくじ

◇ 利用できる施設と認定区分	P. 2
◇ 支給認定について	
◇ 入所申込に必要な提出書類	P. 3～4
◇ 新規申込み児童の保育所等入所までの流れ（4月入所）	P. 5
◇ 令和9年度南風原町入所申込日程表（2号・3号認定）	P. 6
◇ 保育の必要理由・必要書類（2号・3号認定）	P. 7～8
◇ 利用できる時間（保育必要量）について	P. 9
◇ 南風原町へ転入予定の方について	P. 10
◇ 広域入所について	
◇ 出産前の仮申請について	P. 11
◇ 希望施設に入所できない場合について	
◇ きょうだい同時申込みについて	P. 12
◇ きょうだい児別園に対しての転園について	
◇ 保育施設の保育料について	P. 13～15
◇ 南風原町保育料（0～2歳クラス）	P. 16
◇ 認可保育施設情報一覧表（保育所（園） 地域型保育・認定こども園）	P. 17
◇ 認可保育所（園）及び地域型保育施設・認定こども園 位置図	P. 18
◇ 認可外保育施設 位置図	P. 19
◇ 入所申込の際に同意していただく同意事項	P. 20
◇ 令和9年度南風原町認可保育施設入所基準表	P. 21～22
◇ 入所審査について	
◇ 教育施設（1号認定）	P. 23～24
◇ 子ども子育て支援事業等について	P. 25～26
◇ 誰でも通園制度について	

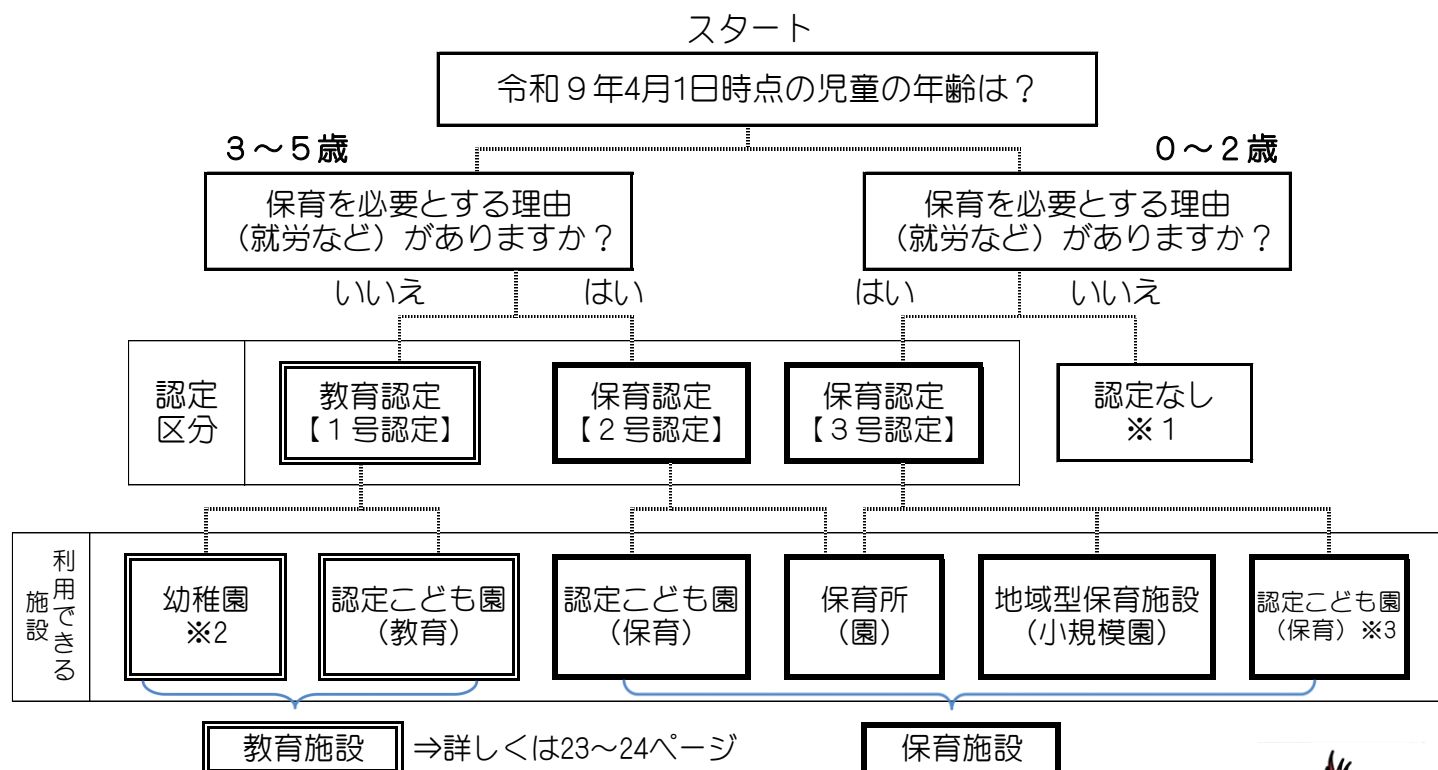
◇オンライン申請について

- オンライン申請では、3名の子どもをまとめて申請できます。
- 町民の方と町外在住の方で申請フォームが変わります。
 - ・町民はロゴフォーム
 - ・町外はマイナポータル（保護者一人のマイナナンバーカード登録が必要です）
- 育児給付金の手続き等で、申請書のコピーの提出が必要な場合がありますが、オンライン申請の場合、役場から入力データのコピーの発行は行っておりません。
- ・ロゴフォームの場合は、送信後に表示されるページ『入力内容を印刷する』より、入力内容のPDFデータを保存する事ができます。または、入力したメールアドレスに申請内容が届きますので、届いたメールを保管ください。（メールの再送はできません）
- ・マイナポータルの場合は、入力内容確認ページの一番下にある「申請書を印刷する」を押し、『PDFファイルをダウンロードする』よりPDFデータを保存する事ができます。『PDFファイルを表示する』だけでは保存されません。
- 申請書類に不備があると受付ができませんので、余裕をもって申請をお願いします。



◇利用できる施設と認定区分

対象となる児童の年齢や保育の必要性の有無により、支給認定区分が決まります。さらに、この3つの認定区分に応じて、利用できる施設等が異なります。認定こども園は、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所（園）の両方の良さを併せ持った施設です。



※1 保育施設には入所できませんが、一時保育などの支援事業があります。※25～26ページ

※2 認定を必要としない幼稚園もあります。

共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は1号認定を受けることになります。

※3 認定こども園（保育）については、南風原町内では開邦幼稚園の2歳児クラスのみです。



◇支給認定について

保育所、認定こども園等の利用には、町にて『支給認定』を受けていただく必要があります。『支給認定』については、児童の年齢や保育の必要性に応じて次の3つの区分があり、それぞれの区分により利用できる施設や時間が決まっています。以下についてご確認ください。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	対象となる児童	教育・保育時間	利用できる施設
教育認定【1号認定】	3～5歳	なし	保育を必要とせず、 教育を希望する児童	教育標準時間	教育施設 ・幼稚園 ・認定こども園（教育）
保育認定【2号認定】		あり	保護者の就労や疾病等の理由により 保育を必要とする児童	保育標準時間	・保育所（園） ・認定こども園（保育）
保育認定【3号認定】	0～2歳			保育短時間	保育施設 ・保育所（園） ・地域型保育施設（小規模園等） ・認定こども園（保育）

●支給認定証の交付について

- ① 町が支給認定申請を受けた場合、30日以内に認定結果を通知することになっていますが、審査に時間を要するため、内定通知書または利用契約決定通知書を送る際に併せて送付いたします。ご了承ください。
- ② 支給認定証は、入所の決定をお知らせするものではありませんので、ご注意ください。支給認定証は、大切に保管してください。

◇入所申込に必要な提出書類

認可保育施設は、保護者が就労・病気等のため、保護者に代わってその児童を保育する児童福祉施設です。

従ってどの家庭の児童も無条件で入所できるわけではなく、日頃「保育する人がいない」と認められる場合に限られます。

入所対象児童	・保護者及び児童が南風原町民であること（認定期間中に 実際に住んでいる こと）
	・保護者が保育の必要性の認定を受けた、出生後3か月～5歳児までの集団保育が可能な児童

□	利用申込書兼支給認定申請書・裏面同意書（児童1人につき1枚必要です） ※オンライン申請の場合は不要
	⑨育児休業給付を受給中の方は、利用申込書を提出前にコピーをとり控えとして保管してください。
	⑩オンライン申請の方は 送信完了メールを必ず保存 してください。（再送できません）

◆保育を必要とする理由を証明する書類

（詳細は、7～8ページ保育の必要理由・必要書類を確認し、該当書類をご準備ください。）

※ふたり親（事実婚も該当）の場合は、児童の父の書類1部・母の書類1部が必要です。

※各種証明書は申請日より**3か月以内に証明**されたものをご提出ください。

□	就労	【就労証明書】	父 ・ 母 ・ ()
	雇用形態が⇒ ○自営業本人（役員含む） ○専従 ○親族経営の会社に勤務している方 ⇒添付書類が必要です 就労証明書裏面、または7ページをご確認ください。		
	⑨入所希望月までに退職が決まっている、または復職しないで退職する場合 ⇒新しい保育必要理由の書類で申請してください。		
	⑩申込時と入所時の就労時間が特別な理由なく短くなる場合（退職含む） は、 再審査 となり入所または内定の取消となることがあります。		
□	妊娠・出産	・妊婦健康診査受診票 または ・産科医療補償制度登録証の写し （母子手帳の写しは不可） ※妊婦健診受診後に医療機関が記載したもので、 「母の名前・出産予定日・医療機関」が確認できるもの	母
	⑨「妊娠中～産前3か月」と「産前2か月～産後3か月」では、点数が異なります。 他の保育必要理由（就労等）の方が点数が高い場合がありますので、詳しくは21ページの入所基準表をご確認ください。		
□	疾病・障がい	【診断書】 または 障害者手帳等の写し	父 ・ 母 ・ ()
□	同居親族の介護・看護	【介護（看護）状況申立書】※添付書類が必要です	父 ・ 母 ・ ()
□	就学	【就学・訓練状況申告書】※添付書類が必要です	父 ・ 母 ・ ()
□	求職中または起業準備中	【求職活動状況申告書】	父 ・ 母 ・ ()
□	その他	※添付書類が必要です	父 ・ 母 ・ ()

◆下記の条件に該当する世帯はそれぞれ必要書類を提出してください
※保育料の算定に必要な書類等

提出が必要となる条件		必 要 書 類
☐	ひとり親世帯	・離婚日が記載されている戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・母子父子家庭等医療費受給者証 いずれかの写し
☐	同一世帯に障がい者 (児)のいる世帯	・特別児童扶養手当障害認定通知書（有期再認定通知書も可） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害基礎年金証書 ・療育手帳 いずれかの写し
☐	生活保護を受給 している世帯	・被保護証明書 の写し
☐	発達支援児保育を希望 (加配保育)	下記の内容が明記されている診断書、または意見書 ・こどもの特性 ・加配が必要 ・集団保育が可能
☐	転入予定の方 ※10ページ参照のこと	①転入誓約書（必須） ②転入先の賃貸借契約書等の写し（書類が整い次第提出してください）
☐	令和8年または 令和9年1月1日時点で 南風原町に 住所がない保護者	南風原町に住所がない保護者のマイナンバーが分かるいずれかの 書類の提示 ・マイナンバーカード ・通知カード ・住民票（マイナンバー入りのもの） ※入手が困難な場合 ・令和8年度または令和9年度もしくはその両方の所得課税証明書 （全項目が記載されたもの）の写し

必要書類がそろっているか、記入もれや内容に誤りがないことを
ご確認の上、提出してください！

⑨書類に不備、記入もれ、不足、期限までに提出がない場合は、**審査の対象となりません**
ので、ご注意ください。

◎提出した書類は返却できません。
必要な方は**コピー等**をとって**保管**することをおすすめします！

MEMO



◇新規申込み児童の保育所等入所までの流れ(4月入所)

認可保育園・認定こども園等入所申込申請

令和8年10月1日(木)～10月23日(金) 17:15締切り厳守

※締切日時以降の申込は5月入所申込としての審査となります。

- ① 在園児で転園希望、地域型保育施設の卒園児、または4歳児クラス卒園児で令和9年度4月より、他の保育施設入所をご希望の方は審査の対象となります。
- ② 必要書類が不足している場合、審査の対象になりませんのでご注意ください。

入所内定

審査結果通知 令和9年1月中旬予定

待 機

入所内定通知書及び
健康診断書 送付

- ①各保育所にて面談
- ②健康診断書を提出

※ 健康診断の結果、集団保育に適さない場合や提出書類の虚偽等があった場合は、内定が取り消されることがあります。

※ 面談等で受入に支障があると判断され、園において受入ができない場合は内定が取り消されることがあります。

入所保留通知書 送付

◆入所保留(待機)となった方について

- ①入所保留通知は初回のみ郵送となります。
申込は年度内(令和9年度中)は有効で、毎月選考となりますので、改めて書類を提出する必要はありません。
- ②5月以降の審査で入所可能となった場合は、こども課よりお電話にてご連絡します。

※申込を取り下げる場合は、保育所入所申込取下届の提出をお願いします。

入所決定通知書及び
支給認定証 送付

入所決定

令和9年4月1日 入所

・入所内定及び決定した方 ・入所保留になった方

下記のような変更事項が発生した場合は14日以内に必ず届け出が必要です！

- ・世帯構成の変更(結婚・離婚・事実婚等)
- ・保育を必要とする理由の変更
(仕事を辞めた→求職 等)
- ・就労内容の変更
(勤務先の変更、就労時間の変更等)

※必要に応じて追加書類を提出いただきます。

⑨ 申込時と入所時の就労時間が特別な理由なく短くなる場合(退職含む)は、再審査となり入所・内定の取消となることがあります。



認可外保育施設等を利用する場合、
・0～2歳児クラスの非課税世帯
・3～5歳児クラス
の保育料が無償化対象となります。
手続きが必要となりますので、
詳しくは無償化のホームページを
ご確認ください。

無償化案内



◇令和9年度南風原町入所申込日程表(2号・3号認定)

入所希望日		申込受付期間		選考結果 発送時期
令和 9 年	4 月 1 日	令和 8 年 10 月 1 日 ~	令和 8 年 10 月 23 日	1 月中旬
令和 9 年	5 月 1 日	令和 8 年 11 月 2 日 ~	令和 9 年 2 月 10 日	2 月下旬
令和 9 年	6 月 1 日	令和 9 年 1 月 4 日 ~	令和 9 年 4 月 12 日	4 月下旬
令和 9 年	7 月 1 日	令和 9 年 2 月 1 日 ~	令和 9 年 5 月 10 日	5 月下旬
令和 9 年	8 月 1 日	令和 9 年 3 月 1 日 ~	令和 9 年 6 月 10 日	6 月下旬
令和 9 年	9 月 1 日	令和 9 年 4 月 1 日 ~	令和 9 年 7 月 12 日	7 月下旬
令和 9 年	10 月 1 日	令和 9 年 5 月 6 日 ~	令和 9 年 8 月 10 日	8 月下旬
令和 9 年	11 月 1 日	令和 9 年 6 月 1 日 ~	令和 9 年 9 月 10 日	9 月下旬
令和 9 年	12 月 1 日	令和 9 年 7 月 1 日 ~	令和 9 年 10 月 12 日	10 月下旬
令和 10 年	1 月 1 日	令和 9 年 8 月 2 日 ~	令和 9 年 11 月 10 日	11 月下旬
令和 10 年	2 月 1 日	令和 9 年 9 月 1 日 ~	令和 9 年 12 月 10 日	12 月下旬
令和 10 年	3 月 1 日			1 月下旬

◎入所保留の場合、初回のみのお知らせとなります。

翌月からは入所可能時のみ電話連絡します。

※期限を過ぎての申込みは受付できません。

※希望園などに変更がある場合は、「保育施設申込変更届」を提出してください。

※保育理由の変更、就労内容の変更などがある場合は、14日以内に必ず届け出が必要です！ 必要書類をご確認の上、必ず提出してください。

⇒受付期間中である直近の入所希望月分より変更が適用されます。

※育児休業明けの入所の場合は、入所月の翌月1日までの復職が条件となります。

⇒復職できない、または復職が確認できない場合、入所決定の取消または退所となります。

※入所前のならし保育期間はありません。

⇒入所後のならし保育については各保育施設へご確認ください。

※申込書の有効期間は令和10年3月入所までとなります。

⇒令和10年4月以降の入所申込はあらためて申込が必要です。

◇令和9年度年齢別クラス区分(令和9年4月1日時点の満年齢で決定されます)

クラス	生 年 月 日	クラス	生 年 月 日
0 歳	令和 8 年 4 月 2 日 ~	3 歳	令和 5 年 4 月 2 日 ~ 令和 6 年 4 月 1 日
1 歳	令和 7 年 4 月 2 日 ~ 令和 8 年 4 月 1 日	4 歳	令和 4 年 4 月 2 日 ~ 令和 5 年 4 月 1 日
2 歳	令和 6 年 4 月 2 日 ~ 令和 7 年 4 月 1 日	5 歳	令和 3 年 4 月 2 日 ~ 令和 4 年 4 月 1 日

◎ 出生後満3か月から認可保育施設の入所対象となります。

◎ ももの木保育園・よいサマリヤ人保育園については出生後満6か月から入所対象です。

◇保育の必要理由・必要書類(2号・3号認定)

保育を必要とする理由と認定期間		保育時間	必要な書類
①就労 ※就労期間中	月64時間以上 120時間未満	短時間	★【就労証明書】 ・就労先が複数ある場合（Wワーク等）は、それぞれの雇用主による証明が必要です。 ・派遣社員の場合、派遣会社（派遣元）からの証明が必要となります。 ・記載内容について、就労先に問い合わせる場合もあります。 ・就労状況を確認するため、直近3か月分のタイムカードまたは出勤簿の写し等追加書類を求めることがあります。 ○自営業本人（役員含む）、専従 親族経営の会社に勤務している方は追加で下記の書類が必要です。 ●自営業本人（役員含む） ・開業して1年以上:直近の税申告書の写し ・開業して1年以内:自営業開業届または営業許可証等の写し ●専従 → 専従者給与支給の申告が確認できる書類 ●親族経営の会社に勤務している方 ・給与明細、または給与振込が分かる通帳の写し ●法人化している場合 → 法人番号が分かる書類 ★【就労証明書】：育児休業中 ・育児休業の取得期間が記載された就労証明書 ・認可保育施設の新規入所が決まった場合、入所月の翌月1日までに復職し、復職証明書（復職後記入のもの）を14日以内に提出してください。 ②復職できない、または復職が確認できない場合、入所決定の取消または退所となります。
	月120時間以上	標準	
③入所希望月までに退職が決まっている、または復職しないで退職する場合 ⇒新しい保育必要理由の書類で申請してください（求職等） ④申込時と入所時の就労時間が特別な理由なく短くなる場合（退職含む）は、再審査となり入所または内定の取消となる場合があります。			
②妊娠・出産 ○妊娠中～産前3か月 ○産前2か月～産後3か月		標準	●妊婦健康診査受診票 または ●産科医療補償制度登録証の写し（母子手帳の写しは不可） ※妊婦健診受診後に医療機関が記載したもので、「母の名前・出産予定日・医療機関」が確認できるもの ③「妊娠中～産前3か月」と「産前2か月～産後3か月」では、点数が異なります。 他の保育必要理由（就労等）の方が点数が高い場合がありますので、詳しくは21ページの入所基準表をご確認ください。
③疾病・障がい 病気、怪我や心身の障がいのため保育が困難 ※診断書等による療養期間中		標準	★【診断書】 または ●障害者手帳等 の写し ※障害者手帳等とは ■障害者手帳 ■療育手帳 ■精神障害者保健福祉手帳
④介護・看護 ・同居親族を常時介護、看護している ※診断書等による療養期間中		標準	★【看護（介護）状況申立書】 上記申立書に加え、下記の添付書類を提出してください。 ■障害者手帳等、または看護・介護を受ける方の診断書（看護介護が必要と明記のもの） ■障害者手帳をお持ちで福祉サービスをご利用の方は福祉サービス利用計画書 ■介護認定を受けている方は介護認定証及びケアプラン

保育を必要とする理由と認定期間		保育時間	必要な書類
⑤就学 大学・職業訓練校等 ※就学期間中	月64時間以上 120時間未満	短時間	★【就学・訓練状況申告書】 上記申告書に加え、 下記の添付書類をすべて提出してください。
	月120時間以上	標準	■学生証（または在学証明書） ■時間割 ■年間カリキュラム の写し ※学校教育法で規定する教育施設のみ対象
⑥求職 求職中または起業準備中 ※3か月以内		短時間	★【求職活動状況申告書】 ※認定期間内に就労証明書などの提出がないと、退所となる場合があります。
⑦災害 震災、風水害、火災その他の復旧にあたっている ※必要な期間		標準	●災害を証明する書類 罹災証明書等
⑧虐待やDVのおそれがあり片方の保護者の書類取得が困難なとき		標準	●DV証明書 （住基ロックしている証明、離婚調停中が分かる書類等）
⑨町長が認める 上記に類する場合 ※必要な期間		標準	こども課へお問合せください

▼在園児のみ認定可能な保育の必要理由

⑩育休・みなし育休 在園児の入所できる期間 ⇒育児休業取得中の対象児が 1歳になる月末まで ⇒ただし、育児休業取得中の対象児が1歳誕生月までの入所申請により認可保育施設に入所保留となった場合は1歳になる年度末（令和10年3月末）まで ※入所申請を忘れずにしてください 【例】：9月3日生まれの場合 ⇒9月1日入所希望の申請が必要	短時間	※保育必要理由の妊娠・出産からの移行に限り適用可。 ※特別な理由なく育児休業を延長する場合は、在園児は退所となります。
		★【就労証明書】：育児休業 ・育児休業の取得期間が記載された就労証明書 ・きょうだい児が認可保育施設に新規入所が決まった場合、 入所月の翌月1日までに復職し、復職証明書（復職後記入のもの）を14日以内に提出してください。 ⑩復職できない、または復職が確認できない場合、入所決定の取消しまたは退所となります。
		★【育児休業申立書】：みなし育休  育休制度がない方 就労していない方 ⇒みなし育休とは、育児休業制度に該当しない育児のための休暇です。 ⑩きょうだい児が認可保育施設に新規入所が決まった場合、 入所月から他の保育理由が必要となります。

★は南風原町こども課指定書式のものです。
南風原町ホームページからもダウンロードすることができます。

※申請児童や世帯の状況により必要となる書類（保育料の算定に必要な書類）もあります。
⇒詳しくは4ページを確認ください。

◇利用できる時間(保育必要量)について

教育・保育認定を行う際、同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により、

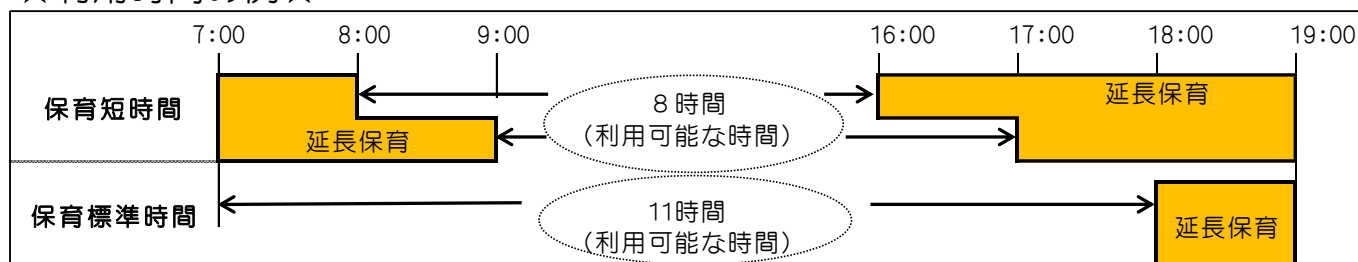
【保育標準時間（最長11時間）】と【保育短時間（最長8時間）】の2種類に分けられます。

(1) 教育・保育利用時間と保育施設入所・認定要件 (利用時間は、各園により異なります。)

教育/保育の必要量	保育施設入所・認定要件		保育を利用できる時間
教育標準時間	教育施設（1号認定）		朝からお昼過ぎまで
保育標準時間	●就労 ●就学	月120時間以上就労	7:00 ~ 18:00 上記時間内で【1日あたり最長 11 時間】 ※宮平保育所、よいサマリヤ人保育園は 7:30~18:30
	●妊娠・出産		
	●疾病・障がい		
	●介護・看護		
	●災害復旧		
保育短時間	●就労 ●就学	月64時間以上 月120時間未満就労	・8:00 ~ 16:00 ・9:00 ~ 17:00 いずれか【1日あたり最長 8 時間】 ※その他利用時間帯については園と調整
	●育児休業		
	●求職活動 または みなし育休		

※通勤時間等によって保育短時間では送迎が難しい場合等は個別で相談に応じますので、こども課までご相談ください。

★利用時間の例★



(2) 保育利用時間変更申請について

保育利用時間の変更（切替）については、原則 「月単位」となります。

※月途中での保育利用時間の変更はできません。

※月途中で保育利用時間を延長したい場合は、延長保育を利用していただくことになります。

※延長保育を利用する場合、別途延長保育利用料がかかります。

ご利用の際は各保育施設へご確認ください。

保育利用時間変更申請方法

- ・保育利用時間を変更したい月の前月末までに、こども課へ就労証明書等の証明書類を提出してください。
- ・利用時間変更が必要と認定された場合は、申請の翌月から保育利用時間に変更となります。

証明書類が月末までに間に合わない場合

- ・理由書等の提出により保育利用時間の変更を申請することができます。

※ただし、理由書等で変更申請してから14日以内に証明書類を提出する必要があります。

⇒ 例：新しく就労先が決まっているが就労開始以降でないで就労証明書が発行されない等。

◇南風原町へ転入予定の方(南風原町内の保育施設の入所を希望する方)

入所希望日の申込受付期間内に、必要書類(詳しくは3～4ページ)を準備して申込みください。
ただし、入所希望日の前月末日までに南風原町へ転入予定のある方のみの受付となります。
必要書類の提出が出来ない場合は、申込受付ができないことがあります。
こども課へご相談ください。

●入所希望日の前月末日までに南風原町へ転入手続きが確認できない場合

- ・利用調整結果を**取消**します。
 - ・入所保留になった場合も、入所申込みを取下げたとみなします。
 - ・翌月以降は審査の対象とはなりません。
- (例：令和9年4月1日入所の場合は令和9年3月31日までに転入手続きが必要です)

●南風原町への転入確認後に入所決定通知を発送いたします。

◇広域入所について

他市町村の認可保育施設等へ入所することを「広域入所」といいます。
申込み時点での住所地や南風原町への転入予定の有無によって、申込み方法が異なりますので、
ご確認のうえお手続きください。

●南風原町に住所があって、他市町村の保育施設へ入所希望

- ・入所希望の認可保育施設のある市町村へ広域入所(申込み可否、提出期限、必要書類など)についてご確認ください。
 - ・南風原町の書式で申込受付期間内に南風原町へ申込みください。
- ⑨手続きを行い入所希望先市町村へ郵送しますので、希望市町村の提出期限1週間前までに南風原町へ申込みください。

●他市町村に住所があって、南風原町の保育施設へ入所希望

入所希望日の前月末日までに南風原町へ転入の予定がある

南風原町の書式で申込受付期間内に南風原町へ申込みください。
必要書類など3～4ページを確認ください。

南風原町へ転入の予定はない

お住まいの市町村の書式にて、**南風原町の申込受付期間内に到着**するよう広域入所としてお住まいの市町村へ申込みください。
⑨例年4～5歳児クラスに限り園の受け入れに空きがあり、待機児童がいない場合のみ受け入れております。



◇出産前の仮申請について

令和8年12月31日（水）までに生まれる可能性がある場合、
令和9年4月入所のみ申請可能です。
5月以降の入所は出生後に申込みください。



●窓口申請の場合

- 提出必要書類をご準備ください。（児童の氏名・生年月日・性別・児童の状況については空欄）
保育必要理由は令和9年4月時点の書類を提出ください。
生まれる子どもの保育理由として妊娠・出産は該当しません。
- 受付申請は**仮申請**として写しをお預かりし、原本はお返しいたします。

令和8年12月31日までに生まれた場合は、出生後14日以内にこども課窓口へお越し
いただき、お返しした原本に**児童の氏名・生年月日・性別・児童の状況を記入**
し、**必要書類と共に本申請**を行ってください。

●オンライン申請の場合

- 出生前で申請後、**申請完了のメールを保存**してください

令和8年12月31日までに生まれた場合は、出生後14日以内にこども課窓口へ
お越しいただき、『**保育施設申込変更届**』に**児童の氏名などを記入し、**
本申請を行ってください

●仮申請を行ったが、令和9年1月1日以降の出生となった場合

令和9年5月入所以降の審査対象となります
各入所希望日の申込期限までに再度申込みください

入所希望日	仮申請（出産前）申込受付期間	本申請締切日
令和9年4月1日	令和8年10月1日（水）～ 令和8年10月23日（金）	令和9年1月15日（金）厳守

本申請を行わないままでは、**審査の対象とはなりません**のでお気をつけください！

◇希望施設に入所できない場合について

入所審査で、利用希望施設の受入可能数を超えているためご案内ができない場合には、提出頂いた「利用申込書 兼 支給認定申請書」の「希望施設に入所できない場合」の欄を確認します。
（オンライン申請をされた場合は、フォーム内で同様の質問があります）

●左記希望園に入所できるまで待つ

希望園でのみ案内が欲しい場合は選択してください。
希望園以外で空きがあっても案内はありません。

●町内全域で調整を希望（地域型保育施設含む・含まない）

希望園以外の保育施設でも空きがあれば案内がほしい場合は選択してください。
地域型保育施設とは、0～2歳児クラスまで利用ができる施設になります。

③ 3月末で地域型保育施設を卒園する児童が、次年度4月から町内認可保育施設3歳児クラスへの入所を希望する場合、地域型保育施設の卒園児のみで優先的に入所選考を実施し、その後転園希望を含む新規入所申込の入所選考を実施します

◇きょうだい同時申込みについて

きょうだい同時審査の場合は、『利用申込書 兼 支給認定申請書』にある「きょうだい児同時審査の場合」の欄を確認します。（オンライン申請の場合、フォーム内で同様の質問があります）

●同時に同じ園に入所できる場合のみ希望

同じ保育施設でひとりの児童が保留となる場合、内定が出せるもう一方の児童についても保留となります。

●同時であれば、別々の園でも希望 ⇒★を要確認

ひとりの児童が申込み月に入所できる施設がない場合、もう一方の児童についても保留となります。

●1人だけでも入所を希望 ⇒★を要確認

留意点：きょうだいどちらかが保育施設等を利用開始した場合、育休・みなし育休の延長はできません。

また、入所翌月1日までに復職する必要があります。

★1 希望園よりもきょうだい同園を優先したい場合、同園優先にチェック☑してください。

⇒きょうだい同園へ入所できない場合、別々の園となる場合があります。

★2 きょうだい別々になっても希望園を優先したい場合、希望園優先にチェック☑してください。

例)	児童①	児童②
第1希望： A 保育園	(○)	第1希望： A 保育園 (×)
第2希望： B 保育園	(×)	第2希望： B 保育園 (○)
第3希望： C 保育園	(○)	第3希望： C 保育園 (×)
第4希望： D 保育園	(×)	第4希望： D 保育園 (○) ○入所可
第5希望： E 保育園	(○)	第5希望： E 保育園 (○) ×入所保留
★1 ⇒ 同園優先に☑の場合	児童①： E 保育園	児童②： E 保育園 に内定
★2 ⇒ 希望園優先に☑の場合	児童①： A 保育園	児童②： B 保育園 に内定

※町としてはきょうだい同園を基本方針としています。

「同時に同じ園に入所できる場合のみ希望」と「希望園優先」両方にチェック☑した場合は、「同時に同じ園に入所できる場合のみ希望」となります。

◇きょうだい児別園に対しての転園について

現在、きょうだい児が別々の南風原町認可保育施設に在園していて、
どちらか一方の園へ転園を希望する場合は以下をご確認ください。

●新年度から転園希望	・現況届にて「転園」で申請、審査 ・審査の結果、転園不可となっても元の園に戻る在園児保証が適用されます。 ・転園不可となり、年度途中も転園を希望する場合は、下記の年度途中からの転園希望の申請が必要です。
●年度途中から転園希望	・窓口で、以下の申請が必要です。 『きょうだい同園希望のため年度途中保育施設異動申込み』 ・受付期間は新規申込受付期間(6ページ)と同じです。 ・在園しながら審査を受ける事が可能です。

⑨転園先に内定が決まった場合は在園中の園には戻れませんのでご注意ください

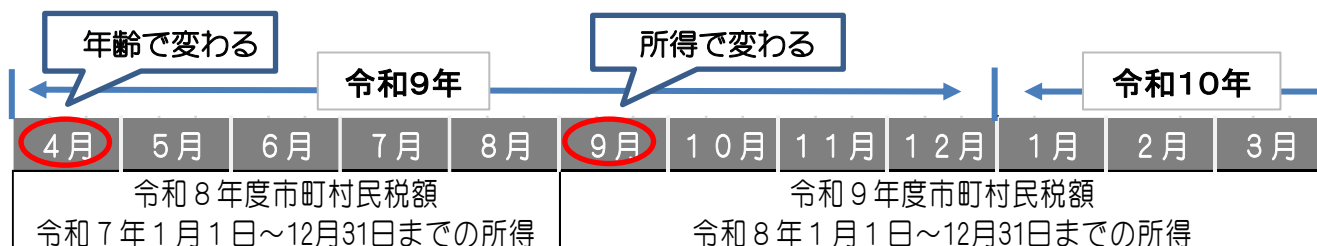
◇保育施設の保育料について

(1) 決定方法

保育料の算定は、父母等の市町村民税の所得割額の金額の合算により決定される「階層区分」、「保育必要量区分（保育標準時間・保育短時間）」、および「きょうだいのカウント」によって決定します。

保育料の目安として16ページ「南風原町保育料（0～2歳クラス）」を参考にしてください。

保育料の切り替え時期（毎年9月が保育料の切替時期となります）



(2) 保育料算定に用いる市町村民税額

保育料算定では、税額控除のうち配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の適用を受ける前の「所得割額」を用います。そのため、市町村民税としての所得割額と、保育料の算定に用いる所得割額が異なる場合があります。

なお、父母（ひとり親世帯の場合、父または母）の収入が生活保護基準に満たない場合で、同居の祖父母及び親族が当該児童を市町村民税の算定上の扶養控除の対象としている場合は、当該祖父母及び親族を「家計の主宰者」として保育料算定に合算します。

※算定の結果、保育料が変更になる方へは変更通知書を送付いたします。

※保育料は、公簿（課税台帳）により課税状況を確認して決定します。

※転入等の場合は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携にて確認します。

※税の修正申告等により、市町村民税が変更になった場合は、入所月より遡って変更となる場合があります。（本年度内のみ）

注意事項！！

保護者が収入申告を行っていない、税の確認できない、保育料の算定に必要な書類の提出がない世帯は、最高階層となります。

※収入がなかった方も**申告が必要**です。

※扶養に入っている方（配偶者控除適用者等）も、就労していて収入のある場合には、必ず事業主から町税務課へ給与報告書の提出、またはご自身で申告を行うようにしてください。

⑨年度の途中で3歳の誕生日を迎えた場合でも、その年度末まで2歳児クラスの保育料となります。

(3) ひとり親世帯・障がい者（児）のいる世帯・生活保護世帯について

4ページに記載されている条件に該当する世帯は必要書類を確認して提出してください。保育料の階層区分に変更ある場合は保育料が安くなることがあります。

(4) 婚姻歴のないひとり親家庭の寡婦（夫）控除のみなし適用について

申請により、寡婦（夫）控除を受けられた場合に算出される市町村民税額で保育料が決定されます。その結果、保育料が軽減される場合があります。
適用を受けるためには毎年度の申請が必要です。

こども課までお問い合わせください

⇒対象者…所得税の寡婦（夫）控除の所得要件に該当する世帯

(5) きょうだい児入所による保育料の軽減について

多子軽減にかかるきょうだいのカウント方法は、階層区分に応じた範囲内で年齢の高い順に第1子、第2子、第3子以降は第3子と数えます。

カウントにより第1子は全額（基本額）、第2子は半額、第3子は無料となる軽減措置があります。

階層区分：1 から 4-2 A *年収360万円未満相当の世帯

保護者と生計が同一の子（※1）であれば、年齢、利用している施設・事業に関わらずカウント対象となり年齢の高いきょうだいから順に数えます。

さらに、ひとり親世帯等、第2階層（市町村民税非課税世帯）については第2子から無料となります。

※1 別居でも生活費を送金している等、税法上の扶養親族となる子（成人含む）は対象となります。また、生計が同一であることを確認する書類等の提出が必要な場合があります。

毎年度の確認が必要です。

該当する世帯はこども課までお問い合わせください。

階層区分：4-2 B から 8

保育施設（認可外を除く）や公立幼稚園などの軽減措置の対象施設（※2）を利用する就学前児童をカウント対象とし、年齢の高いきょうだいから順に数えます。

軽減措置の対象施設（※2）を利用している場合

保育所（園）保育料多子軽減申請書および在園証明書の申請が毎年度必要となります。

該当する世帯は届出の漏れがないよう、ご注意ください。

※2 対象施設 (子ども・子育て支援法施行令第13条第2項に規定されている施設)	届出書の提出
○企業主導型保育施設 ○私立幼稚園 ○特別支援学校幼稚部 ○児童心理治療施設 ○児童発達支援及び医療型児童発達支援（児童デイ等）	<u>必要</u>
○南風原町立幼稚園 ○認可の保育所（園） ○認定こども園 ○地域型保育施設	不要

⑨企業主導型保育施設以外の認可外保育施設については軽減の対象外です。

(6) 支払方法

利用する保育施設により、支払先・支払方法が異なります。

保育施設	支払先	支払方法
町立保育所 私立保育園	南風原町	原則 保護者名義の口座振替 ※町外の認可保育施設を利用される場合は、 こども課へお問合せください。
地域型保育施設 認定こども園	保育施設の設置者	各保育施設が定める方法によりお支払ください。

※口座振替が可能な金融機関は、**琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県農協・沖縄県労金・コザ信金・ゆうちょ銀行**の7行です。

その他の金融機関はご利用できません。

※口座振替の申込みは、お子様お1人につき「口座振替払依頼書」1枚を、上記金融機関へお持ちください。

登録手続は1か月程度かかりますので、完了するまでは納付書でお支払いください。

※ゆうちょ銀行の場合、同封の「口座振替払依頼書」はご利用できませんので、ゆうちょ銀行が指定する用紙を銀行窓口にてご利用ください。

お手続きされる際に必要な情報（こども課の口座番号等）は納付書に記載されておりますので納付書をお持ちになってお手続きください。

※口座振替について、**Web**上からも口座振替の申込が可能です。

対象科目→保育園保育料より申込みください。

詳しくは、右記QRからご確認できます。

月末までの登録で**翌月から適用**されます。

（例：4／1～4／30に登録した場合は、5月より適用）

町HP
「Web 口座振替サービス」



※保育料の納付期限は、毎月15日です。

納付期限が休日等の場合は翌平日となります。

※支払方法にかかわらず、各月の納付期限から一定期間経過しても保育料の納付がないときは、督促状が届きます。（督促料として100円追徴されます）

滞納期間が長くなると延滞料金も追徴されます。

※保育料を滞納しますと、滞納なくお支払している保護者や、入所できずに待機しているご家庭に対する公平性に欠けるため、保育所入所基準表に基づき減点されますのでご注意ください。（入所できなくなる場合があります）

※滞納期間が長くなると、関係法令に基づき、給与・預金・不動産等の財産調査を行い、財産の差押え等の滞納処分を受ける場合もあります。

納付相談も行っていますので、お早めにこども課までご連絡ください。

◇南風原町保育料(0～2歳児クラス)

保育施設等の保育料は、保護者（父母またはそのお子さんを扶養している祖父母や同居の親族など）の所得に応じて決まる『市町村民税の所得割』の金額の合算によって決定しています。

（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等は適用されません。）

◎3～5歳児クラスの保育料は無償化に伴い0円となります。

階層 区分	階層区分の詳細 市町村民税の所得割額		多子 計算の 対象	保育標準時間			保育短時間		
				第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降	第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降
1	生活保護世帯等		保 護 年 者 と 生 関 計 わ が 同 一 対 象 で あ れ ば	0	0	0	0	0	0
2-1	ひとり親世帯及び 障がい者（児）のいる世帯			0	0	0	0	0	0
2-2	1階層を除き 市町村民税非課税世帯			0	0	0	0	0	0
3-1	ひとり親世帯及び 障がい者（児）のいる世帯			9,000	0	0	9,000	0	0
3-2	48,600 円未満			18,500	9,250	0	18,100	9,050	0
4-1	ひとり親世帯及び 障がい者（児）のいる世帯 77,101 円未満			9,000	0	0	9,000	0	0
4-2A	48,600 円以上	57,700 円未満		21,500	10,750	0	21,000	10,500	0
4-2B	57,700 円以上	67,000 円未満	利 用 し て い る 保 育 施 設 前 児 童 が 対 象 を	23,000	11,500	0	22,500	11,250	0
4-2C	67,000 円以上	77,101 円未満		25,000	12,500	0	24,500	12,250	0
4-3A	77,101 円以上	87,000 円未満		27,000	13,500	0	26,500	13,250	0
4-3B	87,000 円以上	97,000 円未満		28,500	14,250	0	28,000	14,000	0
5A	97,000 円以上	115,000 円未満		31,500	15,750	0	30,800	15,400	0
5B	115,000 円以上	133,000 円未満		34,000	17,000	0	33,300	16,650	0
5C	133,000 円以上	151,000 円未満		36,500	18,250	0	35,800	17,900	0
5D	151,000 円以上	169,000 円未満		39,000	19,500	0	38,300	19,150	0
6A	169,000 円以上	213,000 円未満		42,000	21,000	0	41,200	20,600	0
6B	213,000 円以上	257,000 円未満		45,000	22,500	0	44,200	22,100	0
6C	257,000 円以上	301,000 円未満		48,000	24,000	0	47,200	23,600	0
7	301,000 円以上	397,000 円未満		53,000	26,500	0	52,200	26,100	0
8	397,000 円以上			63,000	31,500	0	62,100	31,050	0

★対象施設は14ページの※2を参照してください。

※☐は副食費免除となる範囲

●各月初日の入所児童の属する世帯区分での階層になります。（月途中での変更はありません）

●2歳児クラスの児童が年度途中で3歳となった場合でも、当該年度末までは2歳児クラスの保育料となります。

●保育料減免申請について 長期間連続で欠席（最長3か月）する場合はこども課へご連絡ください。

◇食材料費(主食費・副食費)(3～5歳児クラス)

●0～2歳児クラスについては保育料に含まれています。

●3～5歳児クラスの保育料は発生しませんが、食材料費（主食費・副食費）は引き続き保護者負担となり、各保育施設へお支払いいただきます。（公立の宮平保育所分は町が徴収）

●副食費の免除について

年収360万未満相当世帯のお子さんと、第3子以降のお子さんは免除対象となります。

※南風原町保育料（0～2歳児クラス）☐は副食費免除となる範囲

※対象施設に通っている未就学児以下をカウントします。

対象者については町から通知いたします。

◇認可保育施設情報一覧表(保育所(園) 地域型保育・認定こども園)

令和8年9月時点

町立保育所

園番号	保育所(園)名	所在地	電話番号	定員							5歳児	一時預り	開所曜日	通常保育を行う時間帯	延長保育を行う時間帯
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計					
01	宮平保育所	宮平9	889-3920	6	6	12	16	20		60	—	○	月～土	7:30～18:30	実施なし

私立保育所

02	津嘉山保育園	津嘉山105	889-1336	24	30	30	34	21		139	—	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
03	かねぐすく保育園	新川160	889-4378	18	18	18	16	15	15	100	○	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
04	南風原はなぞの保育園	大名156-4	889-3425	20	24	24	30	22	20	140	○	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
05	若夏保育園	津嘉山1667-9	882-7800	24	24	24	24	24		120	—	—	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
06	みつわ保育園	喜屋武416-2	889-0767	16	28	28	28	20	16	136	○	—	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
07	さんご保育園	本部434-44	889-1768	20	36	36	36	21	21	170	○	—	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
08	はえばる保育園	津嘉山1208-1	889-4259	24	30	30	33	33		150	—	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
09	マイフレンズ保育園	宮平375	888-2862	15	22	24	23	23	13	120	○	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
10	ていだ保育園	宮平607-1	888-1945	18	24	26	26	26		120	—	—	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
11	なのはな保育園	宮城52-1	888-0296	15	24	24	24	20	13	120	○	—	月～土	7:00～18:00	18:00～18:30 (月～金のみ)
12	よなは保育園	与那覇153-2	889-6949	12	18	18	18	18	13	97	○	—	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
14	ももの木保育園	本部178-6	851-4908	9	12	12	14	13		60	—	—	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
15	やまがわ保育園	山川347	996-4188	18	18	24	24	23		107	—	—	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
16	南風原やまびこ保育園	宮平496-9	889-1536	9	9	12	15	15		60	—	—	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
18	明星保育園	津嘉山108	996-1958	12	15	15	15	15	18	90	○	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
19	よなは第2保育園	宮城321-3	851-4708	12	12	12	18	18	18	90	○	—	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)

地域型保育施設(小規模保育施設)

31	よいサマリヤ人保育園	新川460	889-1339	2	5					7		○	月～土	7:30～18:30	18:30～19:30
33	くわの実保育園	山川368-1	851-8904	6	6	7				19		○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
34	たいようのおか保育園	津嘉山113-1	996-3717	6	6	7				19		○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
35	ばすてる保育園つかざん園	津嘉山1351	851-4430	6	6	7				19		—	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
36	ひまわり保育園	本部421-29	889-1777	6	6	7				19		○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)

私立認定こども園

園番号	保育所(園)名	認定区分	所在地	電話番号	定員							5歳児	一時預り	開所曜日	通常保育を行う時間帯	延長保育を行う時間帯
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計					
41	開邦幼稚園	1号(教育)	宮城428-1	889-5619				30	15	15	60	○	○	月～土	教育時間 7:00～13:00 預かり保育 13:00～18:00	18:00～19:00
		2・3号(保育)				12	18	25	25	80					7:00～18:00	18:00～19:00

※定員について変動する可能性があります

※一時預かりについては、状況により実施していない場合があります

◇認可保育所(園)及び地域型保育施設・認定こども園 位置図

令和8年9月時点



◇認可外保育施設 位置図

令和8年9月時点



企業主導型保育施設	所在地	電話番号	備考
ゆかぜ保育園	与那覇113-1	960-6360	指導監督基準証明書有
みらい保育園 つかざん園	津嘉山1215-2	894-6362	
キラキラすまいる保育園 つかざん園	津嘉山574-2	996-3186	
いろいろ保育園	兼城636-10 2F	996-3802	
ちゅうらうみ保育園	兼城602	996-1526	
イオンゆめみらい保育園はえばる	宮平264	888-0127	
認可外保育施設	所在地	電話番号	備考
みなみのこ保育園	新川118-1	889-7861	指導監督基準証明書有

※空き状況の確認・入所申込等は施設へ問い合わせください。

◇入所申込の際に同意していただく同意事項

確認及び同意項目	
1	令和9年度南風原町認可保育園・認定こども園等入所案内を熟読し、内容を確認しました。
2	希望した保育施設を辞退した場合は年度内の優先度が下がる場合があります。 ※申請書の、希望施設に入所できない場合「町内全域で調整を希望する」を選択した方はご注意ください。
3	職員が関係機関において、住民基本台帳等を閲覧し、居住要件、世帯状況等について確認します。
4	届出内容について、保育の運営上必要と認められる情報を保育施設と共有します。
5	職員が必要に応じて職場や家庭・関係機関等に電話及び直接訪問・照会を行い、保育できない状況を確認します。
6	公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、情報を提供します。
7	支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯を含む）及び世帯情報を閲覧します。 また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示します。
8	申込後、世帯構成（結婚、離婚、祖父母など同居となった等）、保育必要理由（就労、病気等）、勤務先や就労状況などに変更があった場合には14日以内に必要書類を提出してください。 世帯状況が確認出来ない場合、入所内定の取り消しまたは退所となる場合があります。
9	保育必要理由は毎月1日認定です。 内容に変更がある場合は証明書類を提出いただいた翌月1日からの認定変更となります。
10	入所の意思がなくなった場合は、申込取下げ届を提出してください。
11	申込内容に虚偽があった場合は、入所内定及び決定を取り消します。
12	保育施設を長期間連続（最長3か月まで）欠席する場合はこども課へ連絡してください。
13	入所保留となった場合は支給認定はなされていますが、支給認定証は交付したこととみなし送付いたしません。※必要な場合は受取り可能
14	マイナンバー（個人番号）確認の必要がある場合は、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より個人番号を確認します。 個人番号の確認ができない場合、追加書類を求めることがあります。
15	「妊娠中～産前3か月まで」と「産前2か月～産後3か月まで」では審査点数が異なることを確認しました。
◆育児休業取得中（取得予定）の方は要確認	
16	入所後、入所月の翌月1日までに復帰が必要です。職場復帰できない場合は退所となります。
17	復職後14日以内に復職証明書が必要となります。 提出できない場合は、入所決定の取り消しまたは退所となる場合があります。
18	みなし育休については、新規入所の場合他の保育必要理由が必要となります。 （理由がない場合は求職へと切り替わります）
19	やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。（詳細はハローワークへご確認ください）
◆転入予定の方は要確認	
20	入所希望月の前月末日までに転入手続きが完了しないときは、申込を取下げたとみなします。
◆保育料及び給食費について	
21	3歳児クラス以上の者については食材料費（主食費・副食費）が園徴収となります。
22	職員が保育料を決定するために、関係機関で所得状況及び課税状況を確認します。
23	保育料算定に必要な特定個人情報（課税情報）を他市町村へ照会する場合があります。
24	保育料算定に必要な課税資料の確認がとれない場合は、最高階層での保育料決定となります。
25	保護者の収入が生活保護の基準を下回る場合は、同居親族も保育料算定の対象となる場合があります。
26	各月初日に保育施設に在籍した場合は、1か月分の保育料全額が発生します。
27	税額の修正や世帯状況の変更による保育料変更申請は、申請日の属する年度内のみとなります。
28	保育料は、納付期限までに必ず納付すること。 また口座残高不足や納め忘れなどにより保育料が未納となった場合は、速やかに納付すること。 滞納のある世帯は、入所審査で減点の対象になります。

◇令和9年度南風原町認可保育施設入所基準表

基礎指数	保育を必要とする事由等	指数	詳細	指数	詳細
	就労・就学	10点	月170時間以上	9点	月155時間以上170時間未満
		8点	月135時間以上155時間未満	7点	月100時間以上135時間未満
		6点	月80時間以上100時間未満	5点	月64時間以上80時間未満
		+1点	父または母が単身赴任 ※赴任先が県外・離島の場合で、赴任先への住所異動が確認できる場合		
	入院	10点	A 1か月以上	9点	B 1か月未満
	自宅療養	10点	A 常時病床、精神疾患・感染症	8点	B 常時安静
	通院	10点	A 週5日以上	9点	B 週4日
		6点	C 上記以外		
	心身障害者	10点	A 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けており、保育が常時困難となる場合		
		8点	B 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳Bの交付を受けており、保育が著しく困難となる場合		
		6点	C 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合		
		5点	D 上記以外		
	介護	10点	A 身体障害者手帳1・2級、要介護度4以上または、これらに相当する方を週5日以上居宅介護する場合		
		8点	B 身体障害者手帳1～4級、要介護度2以上または、これらに相当する方を週4日以上居宅介護する場合		
		5点	C 上記以外（送迎・入院付添含む）		
	妊娠・出産	10点	産前2か月～産後3か月	4点	妊娠中～産前3か月
	求職	4点	求職活動の為に外出を必要とする場合（起業準備中を含む）		
	災害	10点	火災・風水害等で家屋が失われ復旧にあたっている場合		

調整指数	ひとり親世帯	12点	祖父母同居世帯	14点	単独世帯
	生活保護世帯	4点	生活保護受給世帯		
	発達支援児童の申込	3点	発達支援児童の申込 ※きょうだい児は含まない		
	きょうだい児の申込	1点	きょうだい児が在園する保育所に申込をする場合	1点	申込児童が多胎児の場合
		1点	多子世帯 ※就学前児童が3人以上いる世帯		
	保育料未納世帯	-8点	入所希望月の3か月前（4月入所は11月分）を基準とし、保育料に未納がある世帯		
	その他	5点	在園施設への申込 ※きょうだい児は含まない	-10点	申込書類等に虚偽があった場合
		2点	保育士または幼稚園教諭の子ども ※保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭として月155時間未満勤務している、または勤務予定の場合に限る		
		5点	保育士または幼稚園教諭の子ども ※保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭として月155時間以上勤務している、または勤務予定の場合に限る		
		-1点	転入予定者として入所申込をしている世帯		
		15点	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合 ※虐待・DV、またはそのおそれがある場合含む		

【 同一指数の場合の優先順位 】	
優先順位	項 目
①	町内在住の者
②	当該保育所にきょうだいがすでに在所している者
③	きょうだい同時に入所できる場合
④	ひとり親世帯
⑤	保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭として勤務している
⑥	基礎指数の高い世帯
⑦	審査時点において3か月以上待機の状態にある場合 【例】：4月入所審査の場合 ⇒前年度12月時点で待機の状態
⑧	保育料の滞納がない世帯
⑨	年度内に入所案内を辞退した事がない者
⑩	上記でも順位が決定しない場合、（１）から順番に優先とする ※父母どちらか優先順位が高い番号を選定し、優劣を判断する （１）災害 （２）傷病 （３）就労 ※育児休業明け含む （４）産前2か月～産後3か月 （５）介護 （６）就学 （７）就労内定者 （８）就学予定者 （９）妊娠中～産前3か月 （１０）求職
⑪	入所希望月において町内在住日数の長い者 ※父母等の保育料算定対象者の町内在住日数のうち、長い方を世帯の期間とする。
⑫	入所希望前年度の所得の低い世帯（父母等の保育料算定対象者の合算）

◇入所審査について

入所申込受付期間に提出された書類等をもとに審査を行います

- ①保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた「基礎指数」をつけます。
- ②条件に該当する場合は「調整指数」をつけます。
- ③「基礎指数」と「調整指数」を合算し、合計指数を算出します。
- ④各施設の受入可能数に応じて、合計指数の高い方から順に入所案内を行います。

※同じ合計指数の方が複数名いる場合、「同一指数の場合の優先順位」の項目に基づき、優先順位を決めます。

④申込時と入所時の就労時間が特別な理由なく短くなる場合（退職含む）は、再審査となり保育の入所決定または内定の取消し、または退所となる事があります。

④期日までに復職できない、または復職が確認できない場合、保育の入所決定または内定の取消しまたは退所となります。

④3月末で地域型保育施設を卒園する児童が、次年度4月から町内認可保育施設3歳児クラスへの入所を希望する場合、地域型保育施設卒園児のみで優先的に入所選考を実施し、その後に転園希望を含む新規入所申込の入所選考を実施します。

◇教育施設(1号認定)

認定こども園・私立幼稚園の利用には、
町にて「支給認定」を受けていただく必要があります。

④保育施設との併願はできません

●入園対象児

教育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童

※保育の必要性の認定は必要ありません。

●利用できる時間

教育標準時間（朝からお昼過ぎまで）

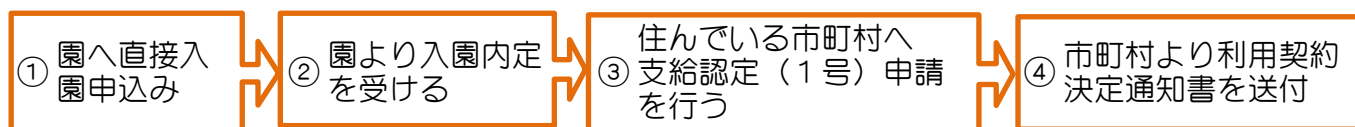
※詳細は各施設へご確認ください。



●町内の認定こども園について

「開邦幼稚園」のみです ※詳細は別紙の各園概要をご確認ください

●申込の流れ



※入園手続きの詳細は、認定こども園、私立幼稚園へご確認ください。

※新制度未移行幼稚園の場合は、「無償化ホームページ」をご確認ください。

⇒24ページのQRコードから確認できます。

●提出書類について

支給認定申請書(1号認定用) ※南風原町様式

◆下記の条件に該当する場合は以下の書類の提出もお願いいたします ※階層の算定に必要な書類等

提出が必要となる条件		必要書類
☐	ひとり親世帯	- 離婚日が記載されている戸籍謄本 - 児童扶養手当証書 - 母子父子家庭等医療費受給者証 いずれかの写し
☐	同一世帯に障がい者(児)のいる世帯	- 身体障害者手帳 - 障害基礎年金証書 - 特別児童扶養手当障害認定通知書(有期再認定通知書も可) - 精神障害者保健福祉手帳 - 療育手帳 いずれかの写し
☐	生活保護を受給している世帯	被保護証明書 の写し
☐	南風原町に住所がない保護者	- マイナンバーカード - 住民票(マイナンバー入りのもの) - 通知カード 南風原町に住所がない保護者の現在の住所が記載された上記いずれかの書類を提示

●預かり保育について

保護者の就労等の理由により**教育時間の範囲外**でお子さんを預けたい場合、預かり保育を利用することができます。
各施設ごとに実施状況が異なるため、利用方法や料金等は施設にお問い合わせください。

※預かり保育の保育料が**無償化対象**となる場合があります。
無償化認定には、保育の必要性の認定や手続きが必要となりますので、詳しくは無償化のホームページをご確認ください。

無償化
ホームページ



●食材料費（主食費・副食費）について

施設へお支払いとなります。

※副食費の免除について

年収360万未満相当世帯のお子さんと、第3子以降のお子さんは免除対象となります。

1号認定のこども

※  は副食費免除となる範囲

階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層 生活保護世帯	主食費		
第2階層 年収270万円未満相当			
第3階層 年収360万円未満相当			
第4階層 年収680万円未満相当	主食費＋副食費		
第5階層 年収680万円相当以上			

MEMO



◇子ども子育て支援事業等について

（１）延長保育事業

就労等のやむを得ない理由で、保育時間（※保育標準時間は１１時間、保育短時間は８時間）内でのお迎えが出来ない保護者に対し、延長保育を実施しています。

延長保育を利用する場合は別途延長保育料が必要になります。

各保育施設により料金及び実施時間が異なりますので、ご利用の際は各保育施設へご確認ください。

（２）発達支援児保育事業

心身に障がいがある、または健康面・発達面において特別の支援が必要と認められるお子様に対し加配保育士を配置し、集団の中で適切な保育を行うことで、社会性の成長・発達を促すことを目的としています。

発達支援児保育の認定は、別途審査会議により行われますが、認定されたことにより必ず入所できる訳ではありませんのでご了承ください。

入所した後は、有識者による巡回指導等があります。

（３）一時預かり保育事業

保護者の疾病、入院等により一時的に保育を必要とする乳幼児を、預けることができます。

利用申込や料金等については、希望する各保育施設にご確認ください。

※各保育施設の状況によっては実施していない場合もあります。

（４）その他南風原町が実施する事業について

①地域子育て支援拠点事業

地域の保育施設を利用して、情報交換や相談を行うと共に自由に遊ぶことで親子の交流を図ります。

実施場所	実施時間
ふくぎの家（宮平保育所）	9:30～正午 / 13:00～15:00 土曜日は午前中のみ（日・祝祭日は休み）
たんぽぽ広場（津嘉山保育園）	9:30～正午 / 13:30～16:00 （土・日・祝祭日は休み）
がじゅまる広場（かねぐすく保育園）	8:30～13:30 （土・日・祝祭日は休み）
つぼみの広場（よなは第２保育園 ２階）	9:30～正午 / 13:00～15:00 （日・祝祭日は休み）

●利用料：無料 ●お問い合わせ先：各実施保育施設

R 8. 8月時点

②ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートは、子育てのお手伝いを必要としている人（おねがい会員）と子育てのお手伝いをしたい人（サポート会員）とを結びつける会員制の相互援助活動です。

センターでは相互援助活動に関するコーディネート、アドバイス等を行います。

●援助の内容

- ・ 保育施設等の保育開始時間までの子どもを預かること
- ・ 保育施設等の保育終了後に子どもを預かること
- ・ 保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- ・ 冠婚葬祭または行事等の時に子どもを預かることなど

●利用料：600円～ / 1時間

●お問い合わせ先

町社会福祉協議会

☎ 889-3213

③病児保育事業

南風原町では、お子様の急な発熱等で保育園を休まないといけない場合、就労のため保育が困難な方などを対象に、津嘉山のわんぱくクリニックにて一時的な保育看護を行っています。希望者は事前登録が必要ですので、こども課またはわんぱくクリニックへ申請してください。

●対象年齢：南風原町にお住まいの生後6か月から小学生まで

●利用料：1日1,500円（食費込み） 半日1,000円（食費込み）

●お問い合わせ先：わんぱくクリニック（字津嘉山1490番地） ☎ 888-1234

無償化対象者については利用料金が償還されます。
詳しくはこちらをご確認ください。

無償化
ホームページ



◇こども誰でも通園制度について（乳児等通園支援事業）

こども誰でも通園制度は、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない未就園のお子さんを対象に、月10時間の範囲内で、保護者の就労要件等を問わず保育所等に通園できる制度です。

★ 利用の流れ ★

- ①. つうえんポータルで電子申請
<https://www.daretsu.cfa.go.jp/>



- ②. 町で申請内容の審査
※申請してから約2週間後の利用開始（認定）となります。
申請内容によっては、却下となる可能性があります。

- ③. つうえんポータルにて認定証の交付
※認定されると、申請時に入力したアドレス宛に『つうえんポータル』から「アカウント発行のお知らせ」が届きます。ポータル内で認定証をご確認ください。

- ④. 初回面談予約・面談
※初回利用時には必ず事前面談が必要です。

- ⑤. 利用予約・利用

システムの利用方法など、
詳しくは町ホームページを
ご覧ください

